

熊本市緑の基本計画推進委員会傍聴要領

制定 令和4年2月28日環境局長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本市緑の基本計画推進委員会（以下「委員会」という。）の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続き)

第2条 委員会を傍聴しようとする者は、会議当日に傍聴人受付簿に氏名及び住所を記載しなければならない。記載した後に、傍聴券（別紙様式）を受け取り、傍聴するものとする。

(傍聴の制限)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員会を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他人に危害を加えるおそれがある物品又は看板その他示威宣伝の用に供される物品を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) その他委員会の円滑な運営を妨げるおそれがある者

第4条 委員会の委員長は、傍聴席の都合その他必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 委員会における発言に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 委員会の妨害になるような示威宣伝又は扇動に類する行為をしないこと。
- (3) 委員長の許可なく撮影又は録音をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 委員長の指示に反する行為をしないこと。
- (6) その他委員会の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人に対する退場措置)

第6条 傍聴人が前条の規定に違反し、又は委員会の運営を妨げる恐れがあるときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは退場を命ずることができる。

2 傍聴人は、前項の規定により退場を命じられたときは、直ちに退場しなければならない。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の傍聴に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(別紙様式)

令和 年 月 日

傍聴券

No. _____

※本傍聴券は、当日に限り有効です。

※再入場される際は、傍聴券の提示が必要です。

【熊本市緑の基本計画推進委員会】

熊本市緑の基本計画推進委員会傍聴要領（抜粋）

（傍聴人の守るべき事項）

第5条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 委員会における発言に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 委員会の妨害になるような示威宣伝又は扇動に類する行為をしないこと。
- (3) 委員長の許可なく撮影又は録音をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 委員長の指示に反する行為をしないこと。
- (6) その他委員会の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

（傍聴人に対する退場措置）

第6条 傍聴人が前条の規定に違反し、又は委員会の運営を妨げる恐れがあるときは、委員長はこれを
制止し、その命令に従わないときは退場を命ずることができる。

- 2 傍聴人は、前項の規定により退場を命じられたときは、直ちに退場しなければならない。

【熊本市緑の基本計画推進委員会】